



# 山形県公報

平成15年6月27日(金)  
第1452号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

土地改良事業施行の同意.....(置賜総合支庁農村計画課)...823  
土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出.....(都市計画課)...同

### 公 告

一般競争入札の公告.....(管財課)...824  
平成15年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集.....(市町村課)...825  
大規模小売店舗の変更の届出.....(商業振興課)...同  
同.....(同)...826  
同.....(同)...828  
同.....(同)...同  
同.....(同)...829  
同.....(同)...830  
県営住宅入居者の一般公募.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...831

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第667号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり同意した。  
平成15年6月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
白鷹町
- 2 同意年月日  
平成15年6月18日

#### 山形県告示第668号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、酒田市東泉土地区画整理組合から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。  
平成15年6月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地区画整理事業の名称  
酒田都市計画事業酒田市東泉土地区画整理事業
- 2 換地処分の内容  
平成15年5月22日付け指令都計第2号で認可した換地計画のとおり
- 3 換地処分の年月日  
平成15年5月28日

# 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成15年6月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する土地

| 場 所                                       | 日 時                       | 入 札 に 付 す る 土 地                                            |
|-------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------|
| 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁901会議室                | 平成15年7月30日(水)<br>午前10時    | 天童市天童中二丁目9番3、9番12<br>宅 地 551.27平方メートル                      |
| 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地<br>1<br>庄内総合支庁 講堂3号会議室 | 平成15年7月31日(木)<br>午前10時30分 | 酒田市富士見町一丁目8番11、同8番12、<br>同8番13、同8番14<br>宅 地 1,078.59平方メートル |
|                                           | 平成15年7月31日(木)<br>午前11時30分 | 酒田市富士見町一丁目5番3<br>宅 地 187.16平方メートル                          |
|                                           | 平成15年7月31日(木)<br>午後1時30分  | 鶴岡市道形町19番33<br>宅 地 248.26平方メートル                            |

## 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

## 3 契約条項を示す場所

山形県総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

## 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入 札 に 付 す る 土 地                                            | 場 所                                     | 日 時                    |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------|
| 天童市天童中二丁目9番3、9番12<br>宅 地 551.27平方メートル                      | 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁801会議室              | 平成15年7月10日(木)<br>午前10時 |
| 酒田市富士見町一丁目8番11、同8番12、<br>同8番13、同8番14<br>宅 地 1,078.59平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地<br>1<br>庄内総合支庁3階 相談室 | 平成15年7月11日(金)<br>午前11時 |
| 酒田市富士見町一丁目5番3<br>宅 地 187.16平方メートル                          |                                         |                        |
| 鶴岡市道形町19番33<br>宅 地 248.26平方メートル                            |                                         |                        |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2065)に問い合わせること。

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の平成15年度における男子の第4次募集期間の募集を次のとおり行う。

平成15年6月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 募集期間等

| 募 集 期 間                  | 試 験 期 日                            | 試 験 の 概 要    | 試 験 場 の 位 置                                        | 試 験 場 の 名 称                                                        |
|--------------------------|------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 平成15年7月1日から<br>同 9月10日まで | 平成15年9月16日                         | 筆記試験<br>適性試験 | 山 形 市<br>米 沢 市<br>鶴 岡 市<br>酒 田 市<br>新 庄 市<br>東 根 市 | 山形大学<br>米沢西部公民館<br>鶴岡地域職業訓練センター<br>酒田市文化センター<br>新庄合同庁舎<br>東根市神町公民館 |
|                          | 平成15年9月17日<br>から同月19日まで<br>の期間内の1日 | 口述試験<br>身体検査 | 東 根 市                                              | 陸上自衛隊神町駐屯地                                                         |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、市役所、町村役場又は自衛隊山形地方連絡部において志願票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方連絡部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成15年10月27日まで縦覧に供する。

平成15年6月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴岡南ショッピングセンター  
鶴岡市ほなみ町9番35号

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 反田 悦生

### 3 変更した事項

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前） マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 原田 昭彦

（変更後） マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 反田 悦生

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前） マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 原田 昭彦

ジャスフォート株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地

代表取締役 本田 進

ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号

代表取締役 前田 勝敏

佐藤 吉蔵 鶴岡市朝陽町3番6号  
 株式会社大創産業 広島県西条町大字吉行字向1番地の60  
 代表取締役 矢野 博丈  
 株式会社ブックバーン 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号  
 代表取締役 鈴木 勇一  
 株式会社ニューステップ 東京都千代田区新川一丁目22番15号  
 代表取締役 早川 功一  
 株式会社メガネスーパー 東京都千代田区日本橋錦町三丁目4番16号  
 代表取締役 田中 由子  
 有限会社木村屋 鶴岡市山王町9番25号  
 代表取締役 吉野 勲  
 (変更後) マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
 代表取締役 反田 悦生  
 ジャスフォート株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地  
 代表取締役 本田 進  
 ホーマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号  
 代表取締役 前田 勝敏  
 佐藤 吉蔵 鶴岡市朝陽町3番6号  
 株式会社大創産業 広島県西条町大字吉行字向1番地の60  
 代表取締役 矢野 博丈  
 株式会社ブックバーン 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号  
 代表取締役 柿内 宏一  
 株式会社ニューステップ 東京都千代田区新川一丁目22番15号  
 代表取締役 高田 覚司  
 株式会社メガネスーパー 東京都千代田区日本橋錦町三丁目4番16号  
 代表取締役 田中 由子  
 有限会社木村屋 鶴岡市山王町9番25号  
 代表取締役 吉野 勲

## 4 変更年月日

平成15年5月13日

## 5 届出年月日

平成15年6月11日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年10月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成15年10月27日まで縦覧に供する。

平成15年6月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックショッピングタウン酒田  
 酒田市大字酒井新田字一番割1番7号外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ロック開発株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号ロイメント上野ビル3階  
代表取締役 松尾 茂和

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 原田 昭彦

有限会社宅の店 酒田市中町三丁目4番13号

代表取締役 伊藤 みほ

ジャスフオート株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地

代表取締役 本田 進

株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田466番地

代表取締役 井上 元延

株式会社ブックバーン 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号

代表取締役 柿内 宏一

株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目39番8号

代表取締役 舟橋 政男

ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

代表取締役 諸橋 延蔵

株式会社やまや 宮城県塩釜市新浜町一丁目11番19号

代表取締役 川崎 徹

ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号

代表取締役 前田 勝敏

(変更後) マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 反田 悦生

有限会社宅の店 酒田市中町三丁目4番13号

代表取締役 伊藤 みほ

ジャスフオート株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地

代表取締役 本田 進

株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号

代表取締役 井上 元延

株式会社ブックバーン 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号

代表取締役 柿内 宏一

株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目39番8号

代表取締役 舟橋 政男

ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

代表取締役 諸橋 友良

株式会社やまや 宮城県塩釜市新浜町一丁目11番19号

代表取締役 川崎 徹

ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号

代表取締役 前田 勝敏

4 変更年月日

平成15年5月13日

5 届出年月日

平成15年6月11日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年10月27日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並

びに主たる事務所の所在地)

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成15年10月27日まで縦覧に供する。

平成15年6月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ白山店

鶴岡市大字白山字西木村19番1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社丸久砂利店 鶴岡市鳥居町10番6号

代表取締役 佐藤 トシ

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前） マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 原田 昭彦

（変更後） マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 反田 悦生

4 変更年月日

平成15年5月13日

5 届出年月日

平成15年6月11日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年10月27日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市役所において平成15年10月27日まで縦覧に供する。

平成15年6月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

寒河江ショッピングランド

寒河江市大字寒河江字塩水72番1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 反田 悦生

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前） マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

- 代表取締役 原田 昭彦  
 (変更後) マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
 代表取締役 反田 悦生
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
 (変更前) マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
 代表取締役 原田 昭彦  
 株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号  
 代表取締役 鶴羽 樹  
 有限会社山形式萬圓堂 山形市あかねヶ丘一丁目16番10号  
 代表取締役 鈴木 由喜雄
- (変更後) マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
 代表取締役 反田 悦生  
 株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号  
 代表取締役 鶴羽 樹  
 有限会社山形式萬圓堂 山形市あかねヶ丘一丁目16番10号  
 代表取締役 鈴木 由喜雄

## 4 変更年月日

平成15年5月13日

## 5 届出年月日

平成15年6月11日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年10月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成15年10月27日まで縦覧に供する。

平成15年6月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ米沢城南店  
 米沢市門東町一丁目3番39号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

吉澤織物工業株式会社 米沢市門東町一丁目3番46号  
 代表取締役 吉澤 貞一郎

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
 代表取締役 原田 昭彦

(変更後) マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
 代表取締役 反田 悦生

## 4 変更年月日

平成15年5月13日

## 5 届出年月日

平成15年6月11日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年10月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成15年10月27日まで縦覧に供する。

平成15年6月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴岡南ショッピングセンター

鶴岡市ほなみ町9番35号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 反田 悦生

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小売業を行う者           | 開店時刻 | 閉店時刻 | 備 考                    |
|-------------------|------|------|------------------------|
| マックスバリュ<br>東北株式会社 | 午前9時 | 午前0時 | 年間20日は、開店時刻午前7時<br>30分 |

（変更後）

| 小売業を行う者           | 開店時刻 | 閉店時刻 | 備 考 |
|-------------------|------|------|-----|
| マックスバリュ<br>東北株式会社 | 終日営業 |      |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前） 午前8時30分から午前0時30分まで。ただし、年間20日は午前7時から午前0時30分まで  
（変更後） 終日

## 4 変更年月日

平成15年6月21日

## 5 届出年月日

平成15年6月11日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年10月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年 6月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                          | 規格   |                     | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要                       |                                    |
|----------------|------------------------------|------|---------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|--------------------------|------------------------------------|
|                |                              | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積 |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |             |                          | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営小国アパー<br>ト1号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3 -<br>3 - 9 | 3DK  | 58.0<br>平方メートル      | 1    | 一般用 | 12,900<br>円             | 15,600<br>円                        | 18,500<br>円                        | 21,300<br>円                        | 24,600<br>円                        | 28,300<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同 小国アパー<br>ト2号 | 同 3 - 8                      | 同    | 59.4                | 3    | 同   | 13,800                  | 16,800                             | 19,800                             | 22,900                             | 26,500                             | 30,400      |                          |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に高齢者がある場合には、その高齢者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別頂症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年7月1日から7月11日まで(ただし、郵送の場合は、平成15年7月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課

## 5 入居の時期 平成15年8月上旬

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤           | 正           |
|------------|------------|-----|-------|-------------|-------------|
| 平成15. 3.28 | 第1426号     | 362 | 下から29 | 注書第3項       | 注書第2項       |
| 同          | 同          | 同   | 下から4  | 当該登録された     | 当該登録された者    |
| 同          | 同          | 同   | 下から3  | これらの        | これらの者       |
| 同 3.31     | 号外(12)     | 3   | 下から11 | 附則第12条の4第1項 | 附則第12条の4第3項 |
| 同          | 号外(17)     | 5   | 1     |             |             |

誤

2 所管する普通財産の貸付けに関する  
こと。

正

財 産 管 理 2 所管する普通財産の貸付けに関する  
こと。

同 同 8 2

誤

21 委託料に係る支出負担行為の  
うち予定価格の設定に関する  
こと。

正

21 委託料に係る支出負担行為の  
うち予定価格の設定に関する  
こと。

同 4. 8 第1429号 485 下から8

誤

「 扶助 」 を 「 介護扶助 」

正

「 医療 扶助 」 を 「 医療 介護 扶助 」

同 同 485 下から1

誤  
改める。

正

、「保護施設の収容(利用)委託(解除)について」を「保護施設の入所(利用)委託(解除)について」に、「収容(利用)承知」を「入所(利用)承知」に、「収容(利用)できません」を「入所(利用)できません」に、「収容(利用)年月日」を「入所(利用)年月日」に、「収容(利用)できない」を「入所(利用)できない」に、「収容利用見込」を「入所利用見込」に、「継続収容(利用)」を「継続入所(利用)」に、改める。

|   |             |     |       |                       |                     |
|---|-------------|-----|-------|-----------------------|---------------------|
| 同 | 同           | 486 | 10    | 「市」及び「地方<br>事務所」      | 「市」及び「地方<br>事務所」    |
| 同 | 4.25 第1434号 | 580 | 13~14 | 「居住地変更届出書」を<br>「変更届出書 | 「居住地変更届書」を<br>「変更届書 |

平成15年6月27日印刷  
平成15年6月27日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056